

広島県告示第三百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地
の種類	自然現象	因となる原因	の発生原	
崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	広島県広島市安佐北区狩留家町及び同市安佐北区小河原町地内
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の	土砂災害警戒区域
小河原町(二三四一)一	湯坂四三七九(七四一一)	湯坂五二一七九(五九三七一四)	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	の自然現象の因となる原因の発生原
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で行政進災域の条の定令に害等土砂二示め第(平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域
小河原町(二三四一)一	湯坂四三七九(七四一一)			
崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。